

訴状

2026年（令和8年）7月10日

東京地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

目次

請求の趣旨	5
第1 事案の概要	6
第2 関係法令の定め	7
1 衆議院議員の総選挙の日程について	7
(1) 解散から総選挙の日まで（40日以内）	7
(2) 公示から総選挙の日まで（12日以上）	7
2 在外選挙人名簿の登録について	8
(1) 在外選挙人名簿の調製・保管	8
(2) 在外選挙人名簿の登録資格	8
(3) 在外選挙人名簿の登録の申請	8
(4) 在外選挙人名簿の登録及び在外選挙人証の交付	9
3 在外投票について	9
(1) 在外公館投票	10
(2) 郵便等投票	11
4 最高裁判所裁判官国民審査について	13
(1) 国民審査の実施時期	13
(2) 在外国民による国民審査	13
第3 在外投票制度の変遷	14
1 在外選挙制度の創設	14
2 平成17年大法廷判決と法改正	14
3 令和4年大法廷判決と法改正	15
4 在外投票の方法は改められていない	15
第4 本件選挙の施行及び原告らの投票状況	17
1 本件選挙の施行	17
2 国際郵便の配達日数	18

3	原告らの投票状況	18
(1)	原告千葉	19
(2)	原告東田	20
(3)	原告寺尾	22
(4)	原告ショイマン	25
(5)	小括	27
4	本件選挙における郵便投票の未到達率	27
第5	原告らの選挙権及び国民審査権の侵害	28
1	憲法適合性の判断枠組み	28
2	原告らには選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使する権利が保障されている	29
(1)	選挙権の行使の保障について	29
(2)	国民審査権の行使の保障について	30
(3)	特別な負担なく選挙権等を行行使することが妨げられている場合にも平成17年大法廷判決の射程が及ぶ	31
(4)	選挙権等の行使に5000円以上の負担を要するときは「特別な負担」を負うものであること	33
3	原告らの選挙権及び国民審査権が侵害された	34
(1)	選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使することが妨げられた	34
(2)	「やむを得ない事由」はない	34
第6	国賠法1条1項の違法	36
1	違法性の判断枠組み	36
2	在外国民の投票機会を保障するために立法措置が必要不可欠であった	36
3	国会にとって明白であるにもかかわらず長期にわたってこれを怠	

った	37
4 小括	39
第7 原告らに生じた精神的損害及び経済的損害	39
第8 違法確認の訴えの利益	40
第9 結語	40

請求の趣旨

- 1 被告は、原告千葉絵理子に対し、1万0110円及びこれに対する2026年（令和8年）2月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 被告は、原告東田孝昭に対し、1万7158円及びこれに対する2026年（令和8年）2月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 3 被告は、原告寺尾■■■■■に対し、1万1800円及びこれに対する2026年（令和8年）2月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 4 被告は、原告ショイマン由美子に対し、1万1509円及びこれに対する2026年（令和8年）2月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 5 被告が、原告らが、次回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において、各5000円以上の負担をすることなく選挙権及び審査権を行使することを妨げることが違法であることを確認する
- 6 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第 1 事案の概要

高市早苗首相は、2026年（令和8年）1月19日、衆議院を解散する意向を表明し、高市内閣は、同月23日、閣議により衆議院の解散を決定し、同日、第220回国会の冒頭で衆議院が解散された。高市内閣は、同日、同年1月27日を公示日、その12日後である同年2月8日を投開票日とする第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査（以下、併せて「本件選挙」という。）を執行することを決定した。

原告千葉絵理子（以下「原告千葉」という。）、原告東田孝昭（以下「原告東田」という。）、原告寺尾■■■■（以下「原告寺尾」という。）、及び原告ショイマン由美子（以下、「原告ショイマン」といい、原告千葉、原告東田、原告寺尾及び原告ショイマンと併せて「原告ら」という。）は、いずれも、本件選挙当時、国外に居住し、在外選挙人名簿（公選法30条の2）に登録されていた日本国民である。

原告らが、本件選挙において、在外公館投票の方法（公選法49条の2第1項1号）により投票するためには、在外公館までの何百キロもの長距離の移動を要すると共に、その移動には5000円以上の費用を要するという特別な負担を強いられた。そのため、原告らは、郵便等投票の方法（同項2号）により選挙権及び国民審査権を行使することとし、各自が登録された在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」ということがある。）に対して投票用紙の交付を請求した。

原告らのうち、原告寺尾、原告東田及び原告ショイマンは、投票用紙の交付を受けた後、選管委員長に対し、速やかに候補者の氏名等の所定の事項を記載した投票用紙を返送したものの、本件選挙が公示日から投開票日まで、公選法31条4項所定の最短日数である12日間で行われたことにより、投開票日までの間に選管委員長に到達しなかった。また、原告千葉

の下には、そもそも、投開票日までの間に選管委員長が郵送した投票用紙が届かなかった。

そのため、原告らは、本件選挙において、選挙権及び国民審査権を行使することができなかった。

被告は、遅くとも平成18年以降、原告らにおいて、特別な負担なく、具体的には、5000円（判例において選挙権侵害の慰謝料として認定されている金額）以上を負担することなく、選挙権及び国民審査権を行使することを妨げてはならなかったにもかかわらず、これを保障するための措置を講じる立法義務を怠ることにより、憲法15条1項、同条3項、43条1項、44条ただし書、79条2項及び同条3項に違反した。

本件は、原告らが被告に対し、上記立法不作為は国賠法1条1項の適用上違法であり、当該立法不作為により原告らが精神的損害及び経済的損害を被ったことから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払並びに違法確認を求める事案である。

第2 関係法令の定め

1 衆議院議員の総選挙の日程について

(1) 解散から総選挙の日まで（40日以内）

公選法31条3項は、「衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う」と定める。

(2) 公示から総選挙の日まで（12日以上）

同条4項は、「総選挙の期日は、少なくとも十二日前に公示しなければならない」と定める。

この規定は、昭和25年法律第100号による制定当時は「三十日前」と定められていたが、昭和27年法律第307号による改正により「二十五日前」、昭和33年法律第75号による改正により「二十日前」、昭和5

8 年法律第 6 6 号による改正により「十五日前」、平成 4 年法律第 9 8 号による改正により「十四日前」、平成 6 年法律第 2 号による改正により「十二日前」と改められ、短縮され続けている。

2 在外選挙人名簿の登録について

公選法は、第 4 章の 2（30 条の 2 ないし 30 条の 16）において、在外選挙人名簿について定める。その概要は次のとおりである。

(1) 在外選挙人名簿の調製・保管

在外選挙人名簿は、市町村の選挙管理委員会によって調製及び保管される（公選法 30 条の 2）。

(2) 在外選挙人名簿の登録資格

在外選挙人名簿の登録資格は、次のとおりである（公選法 30 条の 4 第 1 項）。

- ① 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民（公選法 11 条 1 項若しくは 252 条又は政治資金規正法 28 条の規定により選挙権を有しない者を除く。）であること
- ② 公選法 30 条の 5 第 1 項の規定による申請をしたこと
- ③ 在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む）の管轄区域（在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。以下「領事官管轄区域」という。）内に引き続き 3 か月以上住所を有すること

(3) 在外選挙人名簿の登録の申請

ア 国外での手続

満 18 歳以上の日本国民で、領事官管轄区域内に住所を有する者は、政令で定める手続により、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委

員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる（公選法30条の5第1項、公選法施行令23条の3第1項）。申請を受けた領事官は、申請者が領事官管轄区域に住所を有することとなった日として申請書に記載された日から3か月経過した日以後、速やかに、申請書を申請者の在外選挙人名簿の被登録に関する意見を付して、申請者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない（公選法30条の5第3項）。

イ 国内での手続

満18歳以上の日本国民で、国外転出届がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されている者も、政令で定める手続により、転出予定年月日として記載された日まで、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる（公選法30条の5第4項、公選法施行令23条の3の2）。

(4) 在外選挙人名簿の登録及び在外選挙人証の交付

市町村の選挙管理委員会は、申請者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない（公選法30条の6第1項）。

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をしたときは、領事官を経由して、申請者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付しなければならない（公選法30条の6第4項）。

3 在外投票について

在外選挙人名簿に登録された選挙人（以下「在外選挙人」という。）は、日本国内で投票できるほか、海外の居住国から、在外公館投票又は郵便投票の方法（以下、併せて「在外投票」という。）により投票することができる

る（公職選挙法 49 条の 2）。その概要は次のとおりである。なお、その具体的内容は選挙の種類により異なる部分があるが、以下では本件に関する衆議院議員総選挙の場合について述べる。

(1) 在外公館投票

ア 投票の方法

在外選挙人は、衆議院議員総選挙の期日が公示された日の翌日から選挙の期日前 6 日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に、在外選挙人証及び旅券その他の政令（公選法施行令 65 条の 5）で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法である（公選法 49 条の 2 第 1 項 1 号）。

イ 投票用紙等の交付請求及び提出

在外公館投票をしようとする選挙人は、在外公館の長に対して、文書により、在外選挙人証等を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる（公選法施行令 65 条の 3 第 1 項）。投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、直ちに在外公館の長の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載し、これに署名して、直ちに在外公館の長に提出しなければならない（公選法施行令 65 条の 4）。

在外公館の長は、在外投票の方法による投票を受け取った場合には、投票用封筒に所定の事項を記載し、外務大臣を経由して、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送付しなければならない（公選法施行令 65 条の 7 第 1 項）。この投票の送付を受けた選管委員長は、これを当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致し

なければならない（公選法施行令 6 5 条の 7 第 2 項）。

(2) 郵便等投票

ア 投票の方法

在外選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法である（公選法 4 9 条の 2 第 1 項 2 号）。

イ 投票用紙等の交付請求

選挙人は、郵便等投票の方法により投票をしようとする場合には、選挙の期日前 4 日までに、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、直接に、又は郵便等をもって、かつ、在外選挙人証を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる（公選法施行令 6 5 条の 1 第 1 項）。

選管委員長は、上記請求を受けた場合は、在外選挙人名簿又はその抄本と対照して、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において総務省令で定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類並びに投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日を記入しなければならない（公選法施行令 6 5 条の 1 1 第 2 項）。

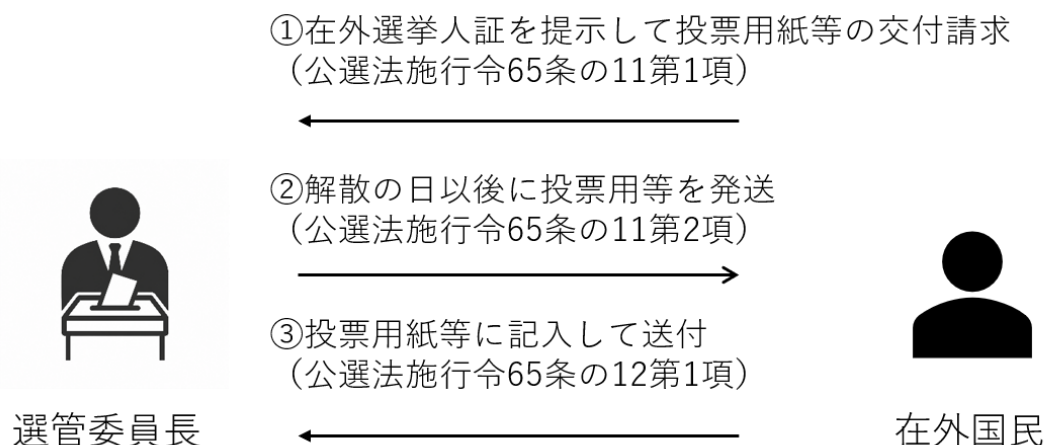
上記の選管委員長が投票用紙等を発送すべき「総務省令で定める日」とは、衆議院議員総選挙の場合、「衆議院議員の任期満了の日前 6 0 日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日」である（在外選挙執行規則 2 3 条 1 号）。すなわち、任期満了によらない衆議院議員の解散による総選挙の場合、早くても解散の日以後に選管委員長から在外国民に投票用紙等が発送されることとなる。

ウ 投票用紙等の送付

前記の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票所を閉じる時刻までに次項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない（公選法施行令 65 条の 12 第 1 項）。

上記の規定により投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない（公選法施行令 65 条の 12 第 2 項）。

なお、前記イのとおり、郵便等投票のために投票用紙等を請求する際には、在外選挙人証の原本を送付する必要があるため、これを送付した後に、在外公館投票に切り替えることはできない。また、在外公館に宛てて郵便等投票をすることもできない。



4 最高裁判所裁判官国民審査について

(1) 国民審査の実施時期

最高裁判所裁判官国民審査法(以下「国民審査法」という。)2条1項は、「審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う」と定める。また、同条2項は、「各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、また同様とする」と定める。

(2) 在外国民による国民審査

国民審査法4条は、審査権を有する者について「衆議院議員選挙の選挙権を有する者」と定める。また、国民審査法8条は、審査には、公職選挙法に規定する「選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものをを用いる」と定める。国民審査法26条は、投開票については「衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による」と定める。

そして、在外国民による国民審査の方法については、国民審査法16条の4は、公選法49条の2第1項各号に定める在外投票の方法によることを定める。

したがって、在外国民が国民審査権を行使するためには、選挙の場合と

同様に、在外公館投票又は郵便等投票の方法によって行うことができ、特に郵便等投票については、衆議院議員選挙と同様、投票用紙等の請求、交付、返送及び投票所閉鎖時刻までの到達を要する。

第3 在外投票制度の変遷

在外国民による選挙権及び国民審査権の行使をめぐることは、その保障について違憲判決が積み重ねられ、それを受けて制度改正が行われてきた。以下、その概要を述べる。

1 在外選挙制度の創設

在外国民の選挙権の行使については、平成10年法律第47号による改正（以下「平成10年公選法改正」という。）によって公職選挙法が一部改正され、在外選挙制度が創設され、平成12年5月1日に施行された。

平成10年公選法改正による改正後の公職選挙法49条の2第1項は、在外公館投票について定め、同条2項は、在外公館投票が著しく困難である場合に限り、郵便等投票をすることができる旨定めていた。その後、平成15年法律第69号による改正（以下「平成15年公選法改正」という。）により、在外公館投票と郵便等投票とが選択的なものに改められた。

2 平成17年大法院判決と法改正

もともと、平成18年法律第62号による改正（以下「平成18年公選法改正」という。）前の公職選挙法附則8項は、在外投票の対象となる選挙を、当分の間、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙に限るものとしていた。そのため、在外国民は、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙において選挙権を行使することができず、また、選挙人名簿に基づいて行う国民審査権（令和4年法律第86号による改正（以下「令和4年国民審査法改正」という。）前の国民審査法8条）も行使

することができなかった。

これに対し、公職選挙法が在外国民の国政選挙における投票を全く認めていなかったことなどの立法不作為の違法等が争われた訴訟において、最高裁平成17年9月14日判決・民集59巻7号2087頁（以下「平成17年大法廷判決」という。）は、平成10年公選法改正前の公職選挙法が在外国民に国政選挙における投票を全く認めていなかったことは憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反する旨判示するとともに、平成18年公選法改正前の公職選挙法附則8項のうち、在外選挙制度の対象を比例代表選挙に限定する部分についても、遅くとも同判決後最初に行われる国政選挙の時点においては違憲となる旨判示した。

これを受けて、平成18年公選法改正が行われた。平成18年改正後の公職選挙法の下においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙についても、在外投票が可能となった。

3 令和4年大法廷判決と法改正

もっとも、令和4年国民審査法改正前の国民審査法は、在外国民による審査権の行使について何ら規定を設けていなかった。

これに対し、在外国民に国民審査権の行使を全く認めていないことの立法不作為の違法等が争われた訴訟において、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711頁（以下「令和4年大法廷判決」という。）は、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項及び79条2項、3項に違反すると判示した。

これを受けて、令和4年国民審査法改正が行われ、在外国民も国民審査権を行使することが可能となった。

4 在外投票の方法は改められていない

以上のとおり、在外国民による選挙権及び国民審査権の行使については、平成17年大法院判決及び令和4年大法院判決を契機として、これらの憲法上の権利を保障するための法改正がなされてきた。しかし、在外国民が特別な負担なく実際に投票権を行使するための法制度は、平成17年大法院判決以降、南極地域調査組織に属する選挙人がファクシミリ装置を用いて送信する方法により投票を行うことができる（公選法49条9項。いわゆる南極投票）という極めて限定的な類型の選挙人に対するもの以外には何ら設けられることはなかった。在外選挙制度が導入される以前に設定された総選挙前十二日前以上とする公示期日の定め（公選法31条4項）も改正されることはなかった。

国内の投票環境については、以下のように国民が特別な負担なく実際に投票権を行使するための措置が講じられてきたにもかかわらず、在外投票については、投票の負担軽減や、郵便投票による確実な投票の実現についての措置は何ら講じられることがなかった。すなわち、国内については、自治省選挙部長は、投票所までの距離が選挙権行使の支障とならないよう、昭和44年5月15日、「投票区の増設について」と題する通知（自治管第45号）を発出し、「遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が三キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること」を求めている。そして、総務省自治行政局選挙部長も、令和4年5月18日、「投票区の増設等について」と題する通知（総行管290号）を発出し、上記昭和44年通知に沿った措置を講ずることを求めている（甲A1：『選挙時報』71巻7号48、49頁）。加えて、このような遠距離地区において投票の機会を確保するため、選挙人が指定された投票所以外でも投票することができる共通投票所の設置（公選法41条の2）や、投票所への移動支援（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律4条18項参照）など、投票所

への移動が難しい選挙人に対して投票機会を確保する方策が図られている（甲A2：総務省「移動支援、移動投票所の取組について」）。

他方、在外投票については、このような措置はとられていない。そのため、一部の在外国民は居住地や交通事情により在外公館において投票するために特別な負担を要する状況にある。在外国民がこれらの負担を避けるために郵便等投票を利用しようとしても、公示日から選挙実施日までの期間が非常に短く設定されていることから、期日に間に合うように投票権を行使することが非常に難しい地域も多く存在しているのが現状である。

第4 本件選挙の施行及び原告らの投票状況

1 本件選挙の施行

2026年（令和8年）1月9日頃、高市内閣が通常国会冒頭での衆議院の解散を検討しているとの報道がなされた（甲A3：2026年1月9日付け読売新聞）。高市首相は、同月19日、衆議院を解散する意向を公式に表明し、高市内閣は同月23日、閣議により衆議院の解散を決定し、同日、第220回国会の冒頭で衆議院が解散された。高市内閣は、同日、同年1月27日を公示日、その12日後である同年2月8日を投開票日とする第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査（本件選挙）を執行することを決定した。

1/9頃	解散報道	} 12日間	} 16日間
1/19	高市首相、衆議院解散の意向を表明		
1/23	衆議院解散の閣議決定 衆議院解散		
1/27	公示日		
2/8	投開票日		

このように、本件選挙は、公示日から投開票日までの期間はわずか12日間であり、公選法31条4項が予定する最短の期間で実施された。なお、解散から投開票日までは戦後最短の16日間となった（甲A4：2026年1月23日付け朝日新聞）。

しかしながら、在外国民が郵便等投票を行うためには、前記のとおり、①投票用紙等の交付請求（公選法施行令65条の11第1項）、②当該請求に基づく投票用紙等の交付・発送（同条第2項）、③候補者に関する判断及び記載、④投票用紙等の送付（公選法施行令65条の12第1項）、⑤投票の送致（同条第2項）という多段階の手続を経る必要がある。しかも、前記②の投票用紙等の交付は、早くとも衆議院解散の日の後に行うものとされている（在外選挙執行規則23条1号）。

2 国際郵便の配達日数

一般に利用可能な国際郵便の中で最も速い国際スピード郵便（Express Mail Service。以下「EMS」という。）を利用した場合であっても、配達にかかる標準的な日数は、東アジア・東南アジアの一部を除いて、1週間から2週間程度である（甲A5：日本郵便お届け日数表（EMS：関東））。さらに、投票用紙等の送付及び返送という往復の郵送が必要であることを踏まえれば、郵送に要する期間のみで相当の日数を要することとなる。

したがって、公示日から投開票日までの期間がわずか12日間にとどまる本件選挙のような場合には、最も迅速な郵便手段であるEMSを用いたとしても、投開票日の投票所の閉まる時刻までに投票用紙等を到達させることは困難であり、地域によっては不可能である。

3 原告らの投票状況

(1) 原告千葉

ア 在外選挙人名簿に登録された選挙人であること

原告千葉は、[REDACTED]生まれの日本国民である。2023年（令和5年）から、カナダ・ノバスコシア州[REDACTED]に在住している。原告千葉は、本件選挙当時、東京都台東区の在外選挙人名簿に登録されていた（甲B1：在外選挙人証）。

イ これまでの在外投票

原告千葉は、在外公館投票をするための経済的・時間的負担の重さや、在外公館投票の期間の短さから、これまでの在外投票は全て郵便等投票を利用してきた。また、衆議院解散後すぐに公示日を迎える可能性も考慮し、日本に帰国する際には、いつでも郵便等投票の準備を行えるよう、投票用紙請求書及び在外選挙人証を携行していた。なお、実際に本件選挙でのモントリオール日本国総領事館の投票期間は、2026年1月28日から1月31日までのわずか4日間であり、その日程が公表されたのは投票開始当日であった（甲B2：第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）。このような日程設定及び公表時期は、在外公館から離れた場所に居住する国民にとって、在外公館に赴くための日程を調整することを著しく困難にするものである。

ウ 本件選挙において郵便等投票ができなかったこと

原告千葉は、2026年1月当時、日本に帰省しており、高市首相が正式に解散を表明する前である同月10日頃、実家のある仙台市のポストから、台東区選挙管理委員会委員長に宛てて、投票用紙等の交付請求書類を普通郵便で投函した。その後、原告千葉は、台東区選挙管理委員会から、「投票用紙請求書と在外選挙人証は1月中旬頃に（引用者注：選挙管理委員会に）到着」し、「1月26日（月）に、EMSにおいて投票用紙と在外

選挙人証をご自宅へ送付」した旨のメールを受信した（甲Ｂ３：選挙管理委員会からのメール）。しかし、実際に原告千葉が投票用紙等を取得したのは、投開票日から１６日後の同年２月２４日であった（甲Ｂ４：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。そのため、原告千葉は、投票用紙等を日本に返送する機会を失い、本件選挙に投票することができなかった。原告千葉は、投票用紙等の交付請求書類を日本国内から普通郵便で送付した際の郵便料金１１０円を負担した。

エ 在外公館投票は特別な負担を要するものであること

原告千葉の[REDACTED]の居住地から最寄りの在外公館である在モン
トリオール日本国総領事館までは、距離にして約 1 1 7 5 キロメートル離れ
ており、自動車では片道約 1 2 時間、往復約 2 4 時間を要する。航空機を
利用した場合でも、片道約 3 時間、往復約 6 時間を要し、航空券代も大き
な負担となる。原告千葉が 2 0 2 5 年 1 0 月にモントリオールへ渡航した
際の航空券代は、7 3 5 . 5 9 カナダドル（甲 B 5：航空券代シミュレー
ション）、当時のレートで 8 万 3 1 2 1 円に相当する（甲 B 6：カナダドル
円レート）。このように、原告千葉にとって在外公館投票を行うことは特別
な負担を伴うものであった。

才 小插

以上のとおり、原告千葉にとって在外公館投票は特別な負担を伴うものであったことから、郵便等投票によって投票を試みたものの、国際郵便事情に照らし、公示日から投開票日までの期間があまりにも短く設定されていたことから、選挙権及び国民審査権の行使の機会を奪われた。さらに、郵便等投票を試みたことにより、経済的損害も生じた。(以上につき、甲 B 7 : 原告千葉陳述書)

(2) 原告東田

ア 在外選挙人名簿に登録された選挙人であること

原告東田は、[REDACTED]生まれの日本国民である。1992年（平成4年）から、オーストラリア連邦南オーストラリア州の州都であり、同国で第5番目の人口規模を有する都市であるアデレード（人口約150万人）に在住している。原告東田は、本件選挙当時、広島県三原市の在外選挙人名簿に登録されていた（甲B8：在外選挙人証）。

イ これまでの在外投票

原告東田は、後述のような在外公館投票をするための経済的・時間的負担の重さや、在外公館投票の期間の短さから、これまでの在外投票は全て郵便等投票を利用してきた。また、衆議院解散後、すぐに公示日を迎える可能性が報じられていたことから、解散の可能性が報じられると直ちに郵便等投票の準備を始めた。なお、実際に本件選挙における在メルボルン日本国総領事館の投票期間は2026年1月28日から2月2日までのわずか6日間であり、その日程が公表されたのは投票開始前日の1月27日であった（甲B9：第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）。このような日程設定及び公表時期は、在外公館から離れた場所に居住する国民にとって、在外公館に赴くための日程を調整することを著しく困難にするものである。

ウ 本件選挙において郵便等投票ができなかったこと

原告東田は、高市首相が正式に解散を表明する前である2026年（令和8年）1月16日、三原市選管委員長宛てに投票用紙等の交付請求の書類をEMSで送付した（甲B10：2026年1月16日付領収書）。原告東田は、同月30日、三原市選挙管理委員会から、「本日、郵便等投票の請求関係書類を受領いたしました。投票用紙等につきましては、明日午前中に郵便局へ発送いたします。」という内容のメールを受信した（甲B11：選挙管理委員会とのメール）。そして、三原市選管委員長から原告東田の元

に投票用紙等が届いたのは、同年２月５日であった（甲Ｂ１２：選挙管理委員会が発送した郵便封筒、甲Ｂ１３：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。原告東田は、翌６日に、候補者等を記載した投票用紙等を送したが（甲Ｂ１１、甲Ｂ１４：２０２６年２月６日付領収書）、三原市選管委員長に到達したのは同月１３日であった（甲Ｂ１１）。原告東田は、投票用紙等の交付請求書類の日本への郵送と記入済み投票用紙の日本への返送に際して、合計で６６．９オーストラリアドル、日本円換算で７１５８円の郵便料金を負担した（甲Ｂ１０、甲Ｂ１４、甲Ｂ１５：オーストラリアドル円レート）。

エ 在外公館投票は特別な負担を要するものであること

原告東田の居住地から最寄りの在外公館である在メルボルン日本総領事館までは約７２０キロメートル離れており、自動車で片道約１０時間、往復約２０時間を要し、宿泊を伴うこととなる。また、公共交通機関を利用すると片道にして飛行機で約１時間３０分とバスで４５分を要し、往復で３万円程度の航空券代を要する（甲Ｂ１６：航空機代シミュレーション）。このように、原告東田にとって在外公館投票を行うことは特別な負担を伴うものであった。

オ 小括

以上のとおり、原告東田にとって在外公館投票は特別な負担を伴うものであったことから、郵便等投票によって投票を試みたものの、国際郵便事情に照らし、公示日から投開票日までの期間があまりにも短く設定されていたことから、選挙権及び国民審査権の行使の機会を奪われた。さらに、郵便等投票を試みたことにより、経済的損害も生じた。（以上につき、甲Ｂ１７：原告東田陳述書）

(3) 原告寺尾

ア 在外選挙人名簿に登録された選挙人であること

原告寺尾は、[REDACTED]生まれの日本国民である。2008年（平成20年）にフランス共和国のカンヌに移住し、2020年（令和2年）2月にアルプ・マリタイム県の[REDACTED]に転居した。原告寺尾が居住する地域は、フランス第5の都市であるニース（人口約35万人）や国際映画祭で知られるカンヌ（人口約7万人）から、いずれも車で約30分の場所に位置している。原告寺尾は、本件選挙当時、[REDACTED]の在外選挙人名簿に登録されていた（甲B18：在外選挙人証）。

イ これまでの在外投票

原告寺尾は、在外公館投票をするための経済的・時間的負担の重さや、在外公館投票の期間の短さから、これまでの在外投票は全て郵便等投票を利用してきた。また、衆議院解散後、すぐに公示日を迎える可能性が報じられていたことから、解散の可能性が報じられると直ちに郵便等投票の準備を始めた。なお、実際に本件選挙における在マルセイユ日本国総領事館の投票期間は2026年1月28日から1月31日までのわずか4日間であり、その日程が公表されたのは1月23日であった（甲B19：第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）。このような日程設定は、在外公館から離れた場所に居住する国民にとって、在外公館に赴くための日程を調整することを著しく困難にするものである。

ウ 本件選挙において郵便等投票ができなかったこと

原告寺尾は、高市首相が正式に解散を表明する前である2026年（令和8年）1月15日、[REDACTED]選管委員長宛てに投票用紙等の交付請求の書類を郵便で送付したものの（甲B20：切手の購入履歴）、[REDACTED]選管委員長から投票用紙等が発送されたのは、同月27日であった（甲B21：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。原告寺尾は、同年2月2日に、[REDACTED]

選挙管理委員会に投票用紙等の配送状況について問い合わせたところ、
「選挙管理委員会への投票用紙の納品が遅れたため、投票用紙等の発送が遅れた」との返答を受けた。投票用紙等が原告寺尾に届いたのは、同年2月3日であった（甲B21）。原告寺尾は、同日中に候補者等を記載した投票用紙等を郵便局で投函したが（回収時間との関係で、電子記録上は翌4日）、投開票日までには■■■■選管委員長に到達せず、到達したのは投開票日後の同月13日であった（甲B22：投票用紙返送時の郵便追跡記録）。原告寺尾は、投票用紙等の交付請求書類の日本への郵送及び記入済み投票用紙の日本への返送に際して合計で9.84ユーロ、日本円換算で1800円（甲B20、甲B23：クレジットカード利用明細、甲B24：ユーロ円レート）を負担した。

エ 在外公館投票は特別な負担を要するものであること

原告寺尾の居住地から最寄りの在外公館である在マルセイユ日本国総領事館までは、距離にして約200キロメートル離れており、車で片道約2時間半、往復で5時間を要する。また、往復の高速料金42.6ユーロ、日本円換算で7795円（甲B25：高速料金シミュレーション）が必要であり、これに加えて、1リットルあたり2ユーロ（約360円）のガソリン代の負担も生じる。また、電車を利用しても片道3時間以上を要し、往復で最安値でも46ユーロ、8418円に相当する（甲B26：電車料金シミュレーション）。このように、原告寺尾にとって在外公館投票を行うことは特別な負担を伴うものであった。

オ 小括

以上のとおり、原告寺尾にとって在外公館投票は特別な負担を伴うものであったことから、郵便等投票によって投票を試みたものの、国際郵便事情に照らし、公示日から投開票日までの期間があまりにも短く設定されていたことから、選挙権及び国民審査権の行使の機会を奪われた。さらに、

郵便等投票を試みたことにより、経済的損害も生じた。(以上につき、甲 B 27 : 原告寺尾陳述書)

(4) 原告ショイマン

ア 在外選挙人名簿に登録された選挙人であること

原告ショイマンは、[REDACTED]生まれの日本国民である。2021年(令和3年)から、ドイツ連邦共和国ラインラント＝プファルツ州[REDACTED]に居住している。原告ショイマンが居住する地域は、行政サービスの拠点となるダウン(人口約8000人)から車で約20分、同州西部の都市トリーア(人口約10万人)から車で約1時間の場所に位置している。本件選挙当時、原告ショイマンは、茨城県[REDACTED]の在外選挙人名簿に登録されていた(甲 B 28 : 在外選挙人証)。

イ これまでの在外投票

原告ショイマンは、在外公館投票をするための経済的・時間的負担の重さや、在外公館投票の実施期間も短いことから、本件選挙では郵便等投票の方法で投票を試みた。また、衆議院解散後すぐに公示日を迎える可能性が報じられていたことから、直ちに郵便等投票の準備を始めた。なお、実際に本件選挙における在フランクフルト日本国総領事館の投票期間は2026年1月28日から2月1日までのわずか5日間であり、その日程が公表されたのは投票開始前の4日前である1月23日であった(甲 B 29 : 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について)。このような日程設定及び公表時期は、在外公館から離れた場所に居住する国民にとって、在外公館に赴くための日程を調整することを著しく困難にするものである。

ウ 本件選挙において郵便等投票ができなかったこと

原告ショイマンは、高市首相が正式に解散を表明する前である2026年1月14日、 選挙管理委員会委員長宛てに投票用紙等の交付請求書類を郵便で送付し、同書類は同月26日に同委員会に到着した（甲B30：投票用紙等請求書類の郵便追跡記録）。その後、同委員会から発送された投票用紙等が原告ショイマンの下に届いたのは、同年2月3日であった。原告ショイマンは、同月5日、投票用紙等を同委員会宛てに返送した。その後、原告ショイマンが同委員会に問い合わせたところ、「ショイマン様の在外投票用紙は、2月12日（木）に受領いたしました」との回答があり、本件選挙の投開票日までに投票用紙等が同委員会に到達していなかったことが明らかとなった（甲B31：選挙管理委員会からのメール）。原告ショイマンは、投票用紙等の交付請求書類の日本への郵送及び記入済み投票用紙の日本への返送に際して合計で8,25ユーロ、日本円換算で1509円の郵便料金を負担した（甲B32：国際郵便書留の支払記録、甲B33：国際郵便の支払記録、甲B24）。

エ 在外公館投票は特別な負担を要するものであること

原告ショイマンの居住地から最寄りの在外公館である在フランクフルト日本国総領事館までは、距離にして約200キロメートル離れている。原告ショイマンの自宅から最寄りの 駅までは約30キロメートルある。そこから電車を乗り継いで同総領事館まで移動すると、片道約4時間、往復で約8時間を要する。往復の鉄道運賃だけでも106.3ユーロを要し、当時のレートで1万9452円に相当する（甲B24、甲B34：電車料金シミュレーション）。なお、高速道路を利用した場合の所要時間は片道約2時間30分と電車より短くなるが、原告ショイマンは長距離の運転に不安があるため、実際には電車を利用せざるを得ない。

このように、原告ショイマンにとって、在外公館投票を行うことは特別な負担を伴うものであった。

オ 小括

以上のとおり、原告ショイマンにとって在外公館投票は特別な負担を伴うものであったことから、郵便等投票によって投票を試みたものの、国際郵便事情に照らし、公示日から投開票日までの期間があまりにも短く設定されていたことから、選挙権及び国民審査権の行使の機会を奪われた。さらに、郵便等投票を試みたことにより、経済的損害も生じた。(以上につき、甲 B 3 5 : 原告ショイマン陳述書)

(5) 小括

このように、原告らは、在外公館投票に伴う経済的・時間的負担の大きさ等を踏まえ、衆議院解散後直ちに郵便等投票の手続を開始したにもかかわらず、あまりにも短い投票期間の設定により、選挙権及び国民審査権を行使する機会を奪われた。本件選挙に至る高市内閣の動き及び原告らの投票状況は、別紙のとおりである。

4 本件選挙における郵便投票の未到達率

本件選挙において、投票所を閉じる時刻までに投票管理者が送致を受け、受理をした投票の件数は、小選挙区選出議員の選挙では 1 3 8 件であり、比例代表選出議員の選挙では 1 3 7 件であった。もっとも、投票用紙等の到達が間に合わなかったことが明らかとなった件数、すなわち、投票所を閉じる時刻を経過した後に市町村の選挙管理委員会の委員長が送付を受け、又は投票管理者が送致を受けた件数は、小選挙区選出議員の選挙・比例代表選出議員の選挙で、いずれも 5 3 件に及んだ。この件数が、当該件数と郵便投票を受理した投票の件数との合計に占める割合（未到達率）は、小選挙区選出議員の選挙で 2 7 . 7 %、比例代表選出議員の選挙で 2 7 . 9 %に及んだ（甲 A 6 : 政府答弁書）。

この件数は、投票所閉鎖後に到達した件数に限られるものであり、そもそも投票用紙等の到達が見込めないために投票自体を断念した件数を含んでいない。そうすると、実際には、郵便等投票による在外選挙制度が機能しなかった件数・割合は、上記数値を上回るものと考えられる。

なお、令和7年（2025年）10月1日時点における在外日本国民の総数は129万8170人であり、うち成人は105万2403人である（甲A7：海外在留邦人数調査統計）。日本国民全体の近年の投票率は55%前後であるのに対し、本件選挙における在外日本国民の実質的投票率は約2.7%である¹。また、在外投票の投票者の総数は2万人前後であり、そのうち郵便等投票の件数は800件程度であった（甲A9：令和8年3月総務省選挙部「よくわかる投票率」17頁）。これに対して、本件選挙における在外国民の投票者数は、小選挙区が2万8966人、比例代表が2万9089人であったが、このうち、郵便等投票の受理件数は、小選挙区選出議員の選挙で138件、比例代表選出議員の選挙で137件にとどまった（甲A8）。これは、過去の郵便等投票の件数と比較しても著しく少ない。本件選挙においては、多くの在外日本国民にとって、郵便等投票が現実的な投票方法として機能していなかったことが分かる。

第5 原告らの選挙権及び国民審査権の侵害

1 憲法適合性の判断枠組み

国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが

¹ 在外日本国民の有権者数105万2403人に対し、実際の投票者数は、小選挙区で2万8966人、比例代表で2万9089人である。在外選挙人名簿登録者数（10万3380人）ではなく、在外有権者数を母数として計算すると、投票率は小選挙区で2.75%、比例代表で2.76%となる（甲A8：第51回衆議院議員総選挙等に伴う在外投票（速報：投票者数）参照）。

やむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反する。

このことは、国民審査権についても同様である。国民審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、審査権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに審査権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項、79 条 2 項、3 項に違反する。

そして、このことは、国が選挙権及び国民審査権の行使を可能にするための所要の立法措置をとらないという不作為によって国民が審査権を行使することができない場合についても、同様である。(以上につき、平成 17 年大法廷判決、令和 4 年判決参照)

2 原告らには選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使する権利が保障されている

(1) 選挙権の行使の保障について

平成 17 年大法廷判決は、公職選挙法が在外国民の国政選挙における投票を全く認めていなかったことなどの立法不作為の違法等が争われた事案において、「国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民

主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている」と述べて、全ての国民に等しく選挙権が保障されていることを確認した。その上で、平成17年大法廷判決は、「以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障している」と判示した。

すなわち、平成17年大法廷判決は、憲法が、国民が選挙権を有するのみならず、これを行行使する権利を保障していることをその内容としている旨判示している。

(2) 国民審査権の行使の保障について

前記(1)で述べた内容は、国民審査権についても同様に当てはまる。

すなわち、令和4年大法廷判決は、在外国民に国民審査権の行使を全く認めていないことの立法不作為の違法等が争われた事案において、「国民

審査の制度は、国民が最高裁判所の裁判官を罷免すべきか否かを決定する趣旨のものであるところ（最高裁昭和24年（オ）第332号同27年2月20日大法廷判決・民集6巻2号122頁参照）、憲法は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である（憲法81条）などの最高裁判所の地位と権能に鑑み、この制度を設け、主権者である国民の権利として審査権を保障しているものである。そして、このように、審査権が国民主権の原理に基づき憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において選挙権と同様の性質を有することに加え、憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当である」と判示している。

すなわち、憲法上保障される国民審査権も、国民がこれを行使する機会を保障することをその内容としている。

(3) 特別な負担なく選挙権等を行使することが妨げられている場合にも平成17年大法廷判決の射程が及ぶ

最高裁は、選挙権及び国民審査権の行使が法的に制限される事案だけでなく、その行使が事実上妨げられている場合にも、「選挙権の行使の機会」が害されるものとして平成17年大法廷判決の射程が及ぶことを認めている。

すなわち、最高裁平成18年7月13日判決・判時1946号41頁（以下「平成18年判決」という。）は、精神的原因によって投票所に行くことが困難な者の選挙権行使の機会を確保するための立法措置を執らなかった立法不作為の違法性が争われた事案において、「憲法における選挙権保障の趣旨にかんがみれば、国民の選挙権の行使を制限することは原則とし

て許されず、国には、国民が選挙権を行使することができない場合、そのような制限をすることなしには選挙の公正の確保に留意しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められるときでない限り、国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執るべき責務があるというべきである（上記大法廷判決参照〔引用者注：平成17年大法廷判決〕）。このことは、国民が精神的原因によって投票所において選挙権を行使することができない場合についても当てはまる」として、選挙権の行使が事実上妨げられている場合についても大法廷判決の射程を及ぼしている。すなわち、憲法上の選挙権の保障は、単に投票制度を設ければ足りるものではなく、国民が現実には選挙権を行使することができない場合には、国においてその支障を除去するための措置を講ずることまで要請しているのである。

また、泉徳治裁判官補足意見も、「選挙権は、実際の選挙において行使することができなければ無意味であるから、上記の選挙権の保障は、選挙権を現実に行使し得ることをも保障するものである。憲法47条は、投票の方法等は法律でこれを定めると規定しているが、すべての選挙人にとって特別な負担なく選挙権を行使することができる選挙制度を構築することが、憲法の趣旨にかなうものというべきである。」と指摘している。同補足意見は、選挙権保障には、単に投票制度を設けることにとどまらず、選挙人が特別な負担なく選挙権を行使することのできる制度を構築することまで含まれることを示している。

学説上も、「普通選挙の保障の一コロラリーとして、日常的な社会生活に特に支障を生じないで投票をなしうることの保障が含まれうる（中略）憲法上の要請は、日常生活の流れのなかで特別な負担を負うことなしに投票ができることの保障にまで及んで（いる）」（甲A10：野中俊彦『選挙法の研究』（信山社、2001年）16頁）、「国民が選挙権を実際に行使でき

るようにするために、国会は立法によって配慮する義務を負っている」(甲 A 1 1 : 戸波江二『憲法 [新版]』(ぎょうせい、1998年) 336頁)と指摘されている。また、平成18年判決については、「投票できない理由が法的制約にあるのではない場合であっても、その支障を取り除いて実際に投票できるような積極的措置をとることまで、国会に厳しい要求を突きつけている」のであり「この判示によれば、選挙権行使が事実上妨げられている有権者がいないか常時注意を払い、それを認めた場合にはその支障を克服する法的措置を講ずるという、極めて高度の義務が憲法上課せられていることになる」(甲 A 1 2 : 毛利透「選挙権制約の合憲性審査と立法行為の国家賠償法上の違法性判断」(論究ジュリスト、2012年) 83頁)と解説されている。

このように、選挙権保障には、国民に対して単に投票制度を設けるにとどまらず、選挙権を特別な負担なく行使することのできる機会を保障し、その支障を除去するための制度的措置を講ずることまで含まれる。このことは、国民審査権についても同様に当てはまる。

(4) 選挙権等の行使に5000円以上の負担を要するときは「特別な負担」を負うものであること

最高裁は、平成17年大法院判決及び令和4年大法院判決において、選挙権及び国民審査権を侵害されたことによる慰謝料を、いずれも5000円と算定している。

もとより、慰謝料5000円は、選挙権及び審査権それ自体の経済的価値を直接に示すものではない。しかし、最高裁が、選挙権及び国民審査権を行使する機会を奪われたことによる精神的損害をいずれも5000円と評価していることからすれば、少なくとも、これらの権利の行使に際して各5000円を超える金銭的負担を受忍すべきものとみることはでき

ない。

したがって、選挙人が選挙権及び国民審査権の行使に各5000円以上の費用負担を要する場合には、少なくとも「特別な負担」を負うものといふべきである。そして、ここでいう費用負担は、交通費等の直接的な支出に限られず、長距離の移動を余儀なくされるなどの時間的負担も考慮されるべきである。

3 原告らの選挙権及び国民審査権が侵害された

(1) 選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使することが妨げられた

原告らは、前記第4・3のとおり、本件選挙において、在外公館投票を行うためには5000円以上の高額な交通費の負担と長時間の移動を余儀なくされ、特別な負担を伴う²ことから、郵便等投票の方法により選挙権及び国民審査権を行使しようとした。

しかし、本件選挙では、公示日から投開票日までわずか12日間しかなく、この期間内に、郵便等投票における一連の手続を完了することは、郵便等投票を利用する在外国民にとって、事実上不可能であった。その結果、原告らは、本件選挙において、選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使することを妨げられた。

(2) 「やむを得ない事由」はない

² なお、本件選挙では衆議院議員総選挙の選挙権行使と国民審査権の行使の双方が予定されていたが、本件で問題となるのは、各権利の行使について特別な負担が課されているかであって、選挙権侵害及び審査権侵害に係る慰謝料額を合算した1万円以上の負担がなければ権利行使の制約に当たらないというものではない。各権利侵害に係る慰謝料額が5000円と評価されている以上、5000円以上の費用負担を要する状態は、各権利の行使を制約するものといふべきである。

そして、このような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権及び国民審査権の行使の機会を保障することが事実上不可能ないし著しく困難であるとは認められず、「やむを得ない事由」があるとはいえない。

例えば、現行公選法の下においても、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により投票を行うことのできる制度（公選法49条7項（洋上投票）、同条9項（南極投票））が存在する。在外国民についても類似の方法によって、特別な負担なく選挙権及び国民審査権を行使する機会を保障することは可能である。また、例えば在外公館に宛てた郵便投票を認める方法や、マイナンバーを用いたインターネットでの投票を認める方法など、想定される具体的手法は少なくない。

仮に、上記のような投票制度等を採用することが困難であるとしても、公選法31条4項を改正し、公示日から投開票日までの日数を、国際郵便事情を踏まえて、郵便等投票による選挙権及び国民審査権の行使が現実的に可能となる期間へ延長することで、在外国民が選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使できる権利を保障することは可能である。

このように、在外国民についても、選挙の公正を確保しつつ、選挙権及び国民審査権を特別な負担なく行使する機会を保障するための手段は存在する。それにもかかわらず、在外国民については、そのような手段が整備されていない。また、上述の通り、公示日から投開票日までの日数も、平成6年法律第2号による改正により「十二日前」と改められた後、平成10年に在外選挙人制度が導入された以降も12日間のみとされており、国際郵便事情を踏まえた投票機会の保障はされていない。

したがって、被告は、「やむを得ない事由」がないにもかかわらず、原告らにおいて特別な負担なく、具体的には、5000円（平成17年大法院判決及び令和4年大法院判決において選挙権及び国民審査権侵害の慰謝

料としてそれぞれ認定されている金額)以上を負担することなく、選挙権及び国民審査権を行使することを妨げてはならなかったにもかかわらず、これを保障するための措置を講じる立法義務を怠っており、当該立法不作為は、憲法15条1項、同条3項、43条1項、44条ただし書、79条2項及び同条3項に違反する。

第6 国賠法1条1項の違法

1 違法性の判断枠組み

法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることがある。そして、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠るときも同様である。(平成17年大法院判決、令和4年大法院判決参照)

2 在外国民の投票機会を保障するために立法措置が必要不可欠であった

在外国民による郵便等投票は、投票用紙等の請求、投票用紙等の国際郵便による送付、投票の記載、投票用紙等の返送及び投票日前までの到達を要し、その性質上、一定の時間的余裕を不可欠とする。

しかし、公職選挙法は、公示日から投開票日までを最短12日間まで短縮し得る規定となっており、そのような最短期間の選挙日程の下でも在外

国民が現実には選挙権及び国民審査権を行使することができるような措置を設けていない。

そして、前記第5・3(2)のとおり、在外国民が現実には選挙権及び国民審査権を行使することができるような措置を設けることは可能である。

そのため、在外国民の投票機会を保障するために、国際郵便事情に左右されない代替的投票手段や公示日から投開票日までの日数の延長等の立法措置を講じることが必要不可欠であった。

3 国会にとって明白であるにもかかわらず長期にわたってこれを怠った

平成10年公選法改正により在外国民による郵便等投票が導入されたことにより、在外国民が選挙権を行使するためには、投票用紙等の請求、発送、受領、記載及び返送という過程を経る必要が生じた。そして、公職選挙法施行令65条の11第2項及び在外選挙執行規則23条1号によれば、衆議院解散による総選挙の場合、選挙管理委員会が投票用紙等を発送するのは解散日以降とされている。そのため、公選法31条4項が定める最短12日間の日程で総選挙が実施された場合には、在外国民による郵便等投票が事実上不可能となる事態が生じ得ることは、当然に想定された。また、平成15年公選法改正により、在外公館投票と郵便等投票とが選択的なものに改められた際にも、電子投票制度等の導入可能性について言及がされていた。

さらに、平成18年判決は、憲法上保障される選挙権について、単に投票制度を設ければ足りるものではなく、国民が特別な負担なく選挙権を行使することができるよう必要な措置を講ずることまで要請されることを明らかにした。

そうすると、遅くとも平成18年判決の時点において、公示日から投開

票日までを最短１２日間とする選挙日程による選挙が実施された場合には、国際郵便事情に照らせば、在外国民が選挙権及び国民審査権を現実に行使することができない事態が生じ得ること、そして、そのような事態を回避するための立法措置を講ずる必要があることは、国会にとって明白であった。

なお、２０１８年（平成３０年）８月に総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」が報告書を発表しており、この報告書には「在外公館投票においては、在外公館から名簿登録地選管への投票用紙の送致に時間を要し、在外公館投票の期間が国内の投票に比べ短くなっているほか、遠方に居住する者には在外公館へ赴くのが難しいとの指摘がある。また、郵便等投票では名簿登録地選管との間の郵送に時間を要する場合があることや、投票用紙等の請求及び投票の送付に係る費用負担についても指摘がある」との記載がある（甲Ａ１３：「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」７頁）。このことから、国会は、在外国民が選挙権及び国民審査権を現実に行使することができない事態を把握しているものといえる。そして、同研究会において、在外投票におけるインターネット投票の可能性が検討され、２０２２年（令和４年）、国会においても、国务大臣が、在外国民の投票が困難である事情を踏まえ「在外選挙のインターネット投票をできるだけ早期の導入について検討を進めてまいりたい」と答弁しているが（甲Ａ１４：第２１０回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会）、上記報告書の発表から８年近くが経過している現在においてもインターネット投票は実現していない。のみならず、郵便等投票を困難にする一因である選挙期間の見直しすらなされていない。

このように、国会は、２００６年（平成１８年）から２０２６年（令和８年）に至るまで、約２０年にわたり必要な立法措置を怠った。

4 小括

以上のとおり、公職選挙法及び国民審査法は、在外国民による郵便等投票制度を設けながら、被告は、在外国民が特別な負担なく選挙権及び国民審査権を行使することを妨げてはならないにもかかわらず、これを保障するための措置を講じる立法義務を怠り続けている。

その結果、原告らは、本件選挙において、選挙権及び国民審査権を現実に行使することができなかった。

しかも、このような事態が生じ得ること、及びこれを回避するための立法措置を講ずる必要があることは、遅くとも平成18年判決の時点において国会にとって明白であったにもかかわらず、国会は、長期間にわたり必要な立法措置を怠った。

したがって、上記立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法である。

第7 原告らに生じた精神的損害及び経済的損害

原告らは、前記第6の立法不作為によって、本件選挙において、選挙権及び国民審査権を行使することができず、これによって精神的苦痛を被った。この額は、一人当たり、選挙権及び国民審査権につき各5000円、合計1万円を下らない。

また、原告らは、郵便等投票を行うために、現にそれぞれ次の郵便代を支出し、経済的損害を被った。

原告千葉	1 1 0 円
原告東田	7 1 5 8 円（甲B10、甲B14）
原告寺尾	1 8 0 0 円（甲B20、甲B23）
原告ショイマン	1 5 0 9 円（甲B32、甲B33）

第 8 違法確認の訴えの利益

「原告の有する権利や法律上の地位に危険又は不安が存在し、そうした危険や不安を除去するために確認判決を得ることが有効かつ適切な場合」には確認の利益が認められる（最高裁昭和 30 年 12 月 26 日判決・民集 9 卷 14 号 2082 頁）。

在外国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じている。また、選挙権及び国民審査権は、国民主権の原理に基づくものであり、具体的な選挙及び国民審査の機会のこれを行行使することができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものである。加えて、国民審査法が在外国民に選挙権及び国民審査権の現実の行使の保障をしていないことが違憲であることを確認する判決が確定したときには、国会において、裁判所がした上記の違憲である旨の判断が尊重されるものと解されること（憲法 81 条、99 条参照）も踏まえると、確認判決を求める訴えは、上記の争いを解決するために有効適切な手段である。

なお、本件において、現行の法令の特定部分を違憲無効とすることのみによっては原告らの具体的な地位を導き出すことはできないことから、地位確認の訴えによることはできない。

第 9 結語

よって、原告らは、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、原告千葉に対し 1 万 0 1 1 0 円、原告東田に対し 1 万 7 1 5 8 円、原告寺尾に対し 1 万 1 8 0 0 円及び原告ショイマンに対し 1 万 1 5 0 9 円並びに原告らに対し 2026 年（令和 8 年）2 月 8 日から各支払済みまで年 3 分の割合による各遅延損害金の支払を求めるとともに、被告が、原告らが、次回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に

において、各 5 0 0 0 円以上の負担をすることなく選挙権及び審査権を行使することを妨げることが違法であることの確認を求める。

以上

(別紙) 高市内閣の動き及び原告らの投票状況

日付	解散から総選挙の動き	原告千葉	原告東田	原告寺尾	原告ショイマン
1/10		投票用紙等 交付請求			
1/14					投票用紙等 交付請求
1/15				投票用紙等 交付請求	
1/16			投票用紙等 交付請求		
1/23	衆議院解散				
1/26		選管委員長 が投票用紙 等を発送			交付請求書 類が選管委 員長に到達
1/27	公示日			選管委員長 が投票用紙 等を発送	
1/31			選管委員長 が投票用紙 等を発送		
2/3				原告に投票 用紙等が到 達。同日、 記入済投票 用紙を返送	投票用紙等 が原告に到 達
2/5			原告に投票 用紙等が到 達		記入済投票 用紙を返送
2/6			原告が記入 済投票用紙 を返送		
2/8	総選挙投開 票日				
2/12					選管委員長 に記入済投 票用紙が到 達
2/13			選管委員長 に記入済投 票用紙が到 達	選管委員長 に記入済投 票用紙が到 達	
2/24		投票用紙等 が原告に到 達			